

### 三 まとめ

公租公課の負担に関しては、本件契約のような約定が設けられていない場合でも、判例は、固定資産税及び都市計画税については、「実質上の所有者がその所有期間に応じ日割りをもつて負担すべきである」とする（東京高判昭和四一年七月二八日 判時四五七号三八頁等）。

最近の契約書では、公租公課の負担に関する規定を設け、引渡日を境として負担を変えるのが一般的であるが、公租公課の範囲については通常明定していない。

特別土地保有税がこれに該当するかについて争われたのは初めてであろうが、制度の目的等からして妥当な判断と思われる。

しかし、契約の締結にあたっては、あらかじめ、その取扱を具体的に確認しておくことが望ましい。

（調査研究部調査役）

### 最近の判例から

## 手付金等保証契約の免責と無免許業者

（東京地判 平六・一二・六）

亀井 泰雄

手付金等保証契約の免責約款の買主が「宅地建物取引業者」であるときは、無免許業者も該当するとして、指定保証機関の保証金支払いの免責を認めた事例（東京地裁判決 平成六年一二月六日 案却 控訴 判例時報一五四九号八五頁）。

五、〇〇〇万円の支払いを求めて、本訴を提起した。

Yは、本件手付金等保証契約には、買主が宅地建物取引業者のときは保証金支払い免責の約款があり、無免許業者のXにも適用があると主張した。

### 一 事案の概要

買主Xは、平成二年六月七日、売主業者Aから土地付建物三棟を代金一七億六、五〇〇万円で買い受けることとし、売買契約を締結して、手付金等五億五、六〇〇万円を支払った。

Aは、同月二〇日、同手付金等の保全措置として、指定保証機関Yと三億五、〇〇〇万円の保証委託契約を締結した。

翌平成三年Aが不渡事故を起こしたので、Xは、同年七月売買契約を解除し、平成四年四月Yに対し手付金等保証契約に基づき三億

### 二 判決の要旨

(1) 本件免責約款にいう「宅地建物取引業者」とは、宅地建物取引業法四一条が消費者保護の趣旨から設けられたものであることにかんがみ、免許業者にかぎらず、無免許業者もこれに含まれる。

(2) Xが本件免責約款にいう宅地建物取引業者に該当するかについては、①XないしXが代表取締役を勤める法人の購入不動産は約一一〇件、一、〇〇〇億円を超えていること、②Xは、本件売買契約締結と同時に、

本件物件の販売委託契約（総額一四億五〇〇〇万円）をAと締結し、Aが販売募集活動を開始したこと、(3)Xの賃料収入は不動産購入資金の三分の一にも満たず、Xの事業は売却処分が前提とされていたことからして、Xは、本件免責約款に定める「宅地建物取引業者」に該当する。

- (3) 従つて、Xの請求は理由がないから、棄却する。

### 三 まとめ

宅地建物取引業法四一条は、青田売りの被害から消費者を保護するために、昭和四六年第六次改正で設けられた規定である。

従つて、不動産取引を専門とする宅地建物取引業者は、保護の必要がなく、免責約款が適用される。東京地判昭和五八年五月二〇日（判時一〇九三号九三頁、判タ五〇三号八五頁）は、免許業者についてこの旨明確に判示する。

それでは、無免許業者がここにいう「宅地建物取引業者」に該当するか。この点については、これまで判例はなく、本判決が初めて、無免許業者についても免責されると判示した。妥当な判決であろう。

なお、本件は控訴されたが、控訴審（東京

高判 半成七年八月二八日 判例集未登載  
でも棄却され、確定している。

